

令和3年3月31日

就労継続支援事業所 管理者 様
就労移行支援事業所 管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
障害福祉サービス課長

就労継続支援事業、就労移行支援事業における在宅利用の取扱いについて

現在、新型コロナウイルスへの対応に伴う千葉市利用者の臨時的な在宅利用については、令和2年6月26日付け千葉市障害福祉サービス課長通知に基づき取り扱っていただいているところです。

今般、令和3年4月の報酬改定により、令和2年度限りとされていた新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な要件緩和の取扱いが、令和3年度以降は常時の取扱いとなる予定です。

これを受けて、千葉市利用者の取扱いを下記のとおり変更することとしたのでお知らせします。

記

1 在宅でのサービス利用の対象者について

令和3年3月まで

- ① 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、在宅でのサービス提供を希望する者であつて、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると千葉市が判断した者
- ② 通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと千葉市が判断した者

令和3年4月以降

在宅サービスの利用を希望する者であつて、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると千葉市が判断した者

2 事業所の報酬算定要件について

令和3年3月まで

- ・上記対象者①の場合

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」の5（3）①及び②の離島等に居住している在宅利用者に対するサービス提供と同様の取扱い

- ・上記対象者②の場合

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」の5（3）①の在宅利用者に対するサービス提供の取扱い

令和3年4月以降

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」の5（3）①及び

②の離島等に居住している在宅利用者に対するサービス提供と同様の取扱い

※特に、訓練・支援内容及び訓練・支援状況については日々記録又はデータ保存を行い、任意のサービス提供日に行った訓練・支援内容について千葉市から求められた場合は、提出できるようにしておくこと。その際には、個人情報の取扱いについて適切な手続きを行うこと。

3 在宅でのサービス利用の手続きについて

令和3年3月まで

・上記対象者①の場合

千葉市障害福祉サービス課施設支援班へ在宅でのサービス利用計画書を提出する。

・上記対象者②の場合

利用者が支給決定を受ける各区役所で在宅でのサービス利用の支給決定手続きを行う。

令和3年4月以降

利用者が支給決定を受ける各区高齢障害支援課障害支援班へ別紙様式1又は2の在宅サービス利用計画書（別紙様式1は就労継続支援事業所用、別紙様式2は就労移行支援事業所用。以下「在宅計画書」という。）を次のAからCまでに記載する期日までに郵送又は持参で提出（郵送の場合は必着。以下同じ）することにより、在宅でのサービス利用の支給決定手続きを行う。

A サービスの支給決定（更新を含む）時から在宅利用（通所と在宅利用の併用を含む。以下同じ）を開始する場合

・支給決定の申請の際に、在宅利用についての記載のあるサービス等利用計画案に合わせて在宅計画書を提出すること。

B 通常の通所での利用としてサービスの支給決定を受けた利用者が、支給決定期間内に在宅利用に切り替える場合

・原則として、在宅利用開始日の2日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める祝日・休日を除く）前までに在宅計画書を提出すること。ただし、令和3年4月1日（木）から4月12日（月）の間に在宅利用を開始する場合であって、上記の期日までに在宅計画書の提出ができないときは、令和3年4月9日（金）までの提出を認めるものとする。

C 令和3年3月までに従来の手続きを経て在宅利用を開始しており、令和3年4月以降も在宅利用を継続する場合

・令和3年4月23日（金）までに在宅計画書を提出すること。

※B、Cの場合、在宅計画書の提出時にサービス等利用計画の提出は不要である。なお、手続き時にサービス等利用計画に在宅利用についての内容が含まれていない場合は、令和3年4月1日以降直近の作成時から、サービス等利用計画に在宅利用についての内容を盛り込むよう計画相談支援事業所へ別途依頼する予定である。

4 留意事項

(1) この変更は、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に在宅でのサービス利用を促進するためのものであるため、本人の意思に反して事業所都合等で安易に在宅利用を勧めないよう留意すること。

- (2) 今後厚生労働省から在宅でのサービス利用にあたって各事業所が留意すべき点等をまとめた資料（ガイドライン）が示される予定であるため、当該ガイドラインを参考に在宅サービス利用計画書を作成すること。
- (3) 本市以外の利用者については、各支給決定市町村に指示を仰ぐこと。
- (4) 今後厚生労働省からの通知等によりこの取扱いに変更が生じたときは、随時通知するものとする。

(所管)

千葉県保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課 施設支援班

〒260-0026 千葉県中央区千葉港2番1号 千葉県中央コミュニティセンター1階

電話 043-245-5174 FAX 043-245-5630

E-mail shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp